

健康診査(特定健康診査など)

小樽市が40歳以上の方を対象に実施していた「さわやか運河健診」が、平成20年3月末で終了し、新たに「特定健康診査・特定保健指導」等が始まります。

特定健康診査・特定保健指導

「特定健康診査」の対象となるのは40～74歳の方です。健診を実施するのは、皆さんが加入している医療保険者(お持ちの健康保険証を発行している機関)となり、加入している医療保険の種類によって健診の受け方が異なります。

また、特定健康診査の結果により、生活習慣の見直しが必要な方には、「特定保健指導」を実施することになっています。

「特定健康診査・特定保健指導」は、それぞれの医療保険者からのお知らせ等を確認してから、受診するようにお願いします。

小樽市国民健康保険に加入の40～74歳の方)	特定健康診査は市内の委託医療機関、市保健所で受診できます。5月以降に受診券が送付される予定です。また、特定保健指導は市保健所で実施します。	(お問い合わせ先) 小樽市医療保険部 国保年金課 電話 32-4111 内線 395
その他の医療保険に加入の40～74歳の方	受診できる医療機関、時期等については、お持ちの健康保険証を発行している機関からのお知らせ等をご確認ください。	(お問い合わせ先) 加入している医療保険機関

75歳以上の方の健診

「75歳以上の方の健診」は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入している、75歳以上の方または、一定の障害があると認定された65歳以上の方が対象で、特定健康診査とほぼ同様な健診項目となります。市内の委託医療機関、市保健所で受診でき、6月以降に受診券が送付される予定です。健診受診後の特定保健指導はありませんが、市保健所での健康相談を受けることができます。

(お問い合わせ先) 小樽市医療保険部 後期高齢・福祉医療課 電話 32-4111 内線 319、423

健康増進法による健康診査

40歳以上の生活保護受給者の方が対象で、特定健康診査と同様の健康診査を実施します。市内の委託医療機関、市保健所で受診できますが、5月以降になる予定です。健診受診後は、特定保健指導に準じた保健指導を市保健所で受けることができます。

(お問い合わせ先) 小樽市保健所 保健総務課 電話 22-3110

お問い合わせ先

小樽市保健所
健康増進課

〒047-8790 小樽市富岡1丁目5番12号
電話 0134-22-3110
ファクス 0134-22-1469